



広報

しんち 号外

国民健康保険

特集号



いのちと 健康を守る

病气やケガをしたとき、ありがたいのが国民健康保険。

国民健康保険は、町が国民健康保険法によって行っている事業で、会社や工場、官公庁などに勤め、職場で健康保険や各種の共済組合に加入している人と、その扶養家族になっている人以外はすべて、この保険に加入することになります。

老人医療の無料化、高額医療費給付制度など、年ごとに改善されているなかで、年々増える医療費など、国民健康保険のかかえる問題も少なくありません。

今号は当面する課題をかかえながら、いのちと健康を守るために進めている国保事業の一端を紹介しましょう。

年々増える医療費

保険税も五年間で三倍に

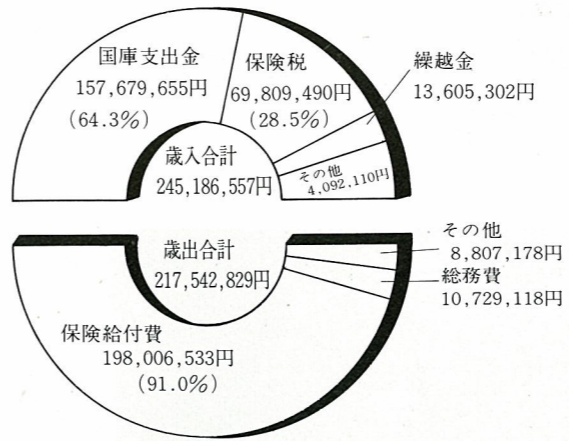
国民健康保険事業は、被保険者の皆さんが納める国民健康保険税と、国県や町の補助によって運営されています。

このほど、昭和五十年年度の国保事業の決算がまとまりましたが、被保険者の皆さんが納めた保険税は六千九百八十万円の約三・一倍にあたる二億一千七百五十四万三千円の経費がかかり、その九十一割にあたる一億九千八百七十七万円が、

医療費、助産費、葬祭費などの保険給付費として使われています。ところで、医療費は、老人医療の無料化、高額医療費支給の実施等により、年々増加の傾向にあり、別表2でみるように五年間で三倍にもなっています。

医療費増は 被保険者の負担増

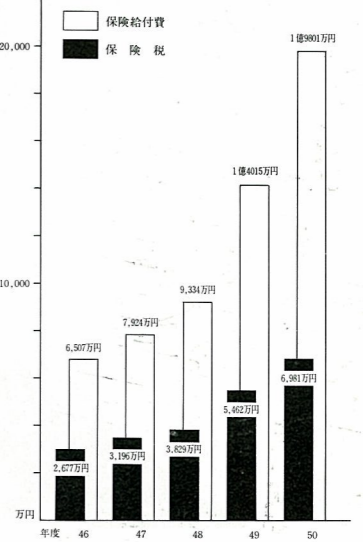
昭和50年度国保特別会計決算



▲大切な日頃の健康管理

国民健康保険は、皆さんの健康を守るためになくはならない制度です。しかし、国保事業は、支出の大部分を占める医療費が増え続けているため、運営が苦しくなり、毎年保険税を上げなければならぬ状態です。医療費が増える理由としては、物価高などによる医療費そのものの引上げのほかに、皆さんが医

保険給付費と 保険税の推移



者さんにかかることが多くなった。医学が進歩して重い病気やけがでも治療ができるようになったことがあげられます。国保事業では、医療費から国県や町の補助などを差引いた分は、保険税でまかなうことになっていきます。医療費が増えれば、保険税も引上げなければならぬことになり、その分だけ皆さんの負担が増えることとなります。

皆さんの負担を、少しでも少なくするためにも、一人ひとりが自分の健康に注意し、病気やけがをしないようにしましょう。また、病気がかかってから早いうちに治療し、重くならないうちに治せば、町で支払う医療費も少なくて済み、保険税も少なくて済むこととなります。

お医者さんのかかり方

◆深夜、休日、時間外は 受診をさげましょう。

深夜、休日、時間外受診は、お医者さんにとっても迷惑であるばかりでなく、高い加算料金がつき、医療費がバカにできません。突然の場合は別にして、普通の病気の場合は、常に注意をすれば、このような受診は十分避けられることです。

◆治療より予防を

病気になって治療を受けるより、病気がならないよう心がけましょう。ふだんから体力が充実していれば、少々の病気はうけつけられないのです。夜ふかしをやめ、睡眠と休養を十分とって過労をさける、偏食をやめあらゆる食物をまんべ

(次頁へ続く)

医療費の節約を

医療費が増えるということは、皆さんが直接お医者さんに支払うお金が増えるばかりでなく、保険税も上がりますから、二重の負担になります。

医療費は、皆さんの努力と知恵で節約することができます。心がけよう医療費の節約。医療費を節約することは、お医者さんにかからないようにすること、ということではありません。お

町内の交通事故は、交通安全指導の強化や安全施設の整備によって、件数は減ってきています。しかし、大きな事故が増えており、今年になってから、すでに二件の死亡事故が発生しています。ところで、国保の被保険者が交通事故でケガをした場合の医療費の取扱いは、どうなっているのでしょうか？ それには、二つの方法があります。

第一は、事故の相手方が医療費を全額支払ってくれる場合で、これには保険証が使えないことになっています。医療費は、保険の自己負担の三割分だけでなく、全額

交通事故と医療費負担

交通事故にあった被保険者に代って、相手方に請求することになっていきます。いずれの場合も、医療費は相手方が全額負担することになります。なお、単独事故の場合はもちろんですが、被保険者にも過失があっ

たからといっては「それ医者だ！」。そういうお医者さんのかかりかたをしてはいませんか？ (ふつうのカゼや下痢などは、すぐに大事をとって休めば、自然によくなくなるとが多いものです。) そうかと思えば、体の調子が悪いのを知りながら、いつまでもほっておいて、どうにもならなくなってしまう。そうなる、病気も重くなるので、治るまでには治療日数もお金も相当かかるといえます。どちらにも、自分の健康は自分で医療費の一部を負担しなければならぬ場合は、その分が保険給付の対象になります。

このように、国保の被保険者が交通事故にあった場合は、損害賠償の問題が生じますので、保険証を使っても使わなくてもただちに役場に届け出ることが義務づけられています。届け出をしないで保険証を使ってそのまま示談にすると、町で相手方に損害賠償を請求することがむずかしくなりますので必ず認印を持って、役場の窓口へ届け出てください。



成人病検診を受けましょう

最近、脳卒中、心臓病、がんなどのいわゆる成人病にかかる人が多くなっています。これらの病気は、早期発見、早期治療が決め手なのに、かかってから知らないでいることが多く、気がついたときは、手おくれになっていることもあり

とくに、中年過ぎの人は、食生活に注意し、過労をなくし、運動不足のときは毎日適度の運動をするなど、成人病にかからないよう注意しましょう。また、一年に一回は、町などが行う成人病検診を受けましょう。成人病を予防することも、医療費の節約になります。

(前頁より続く)

◆病気を治すものは

病気を治すものは、決して薬の力だけではありません。それは人間のもっている自然の回復力、つまり体力です。薬はただ病状を軽くするなど、回復の手助けをするに過ぎません。病気になるたら安静を守り、栄養をとり体力の回復をはかることが第一です。

◆お医者さんを信じましょう。

自分の病気が不安なせいか、次から次へとお医者さんをかえて歩く人がいますが、これはよくありません。どうもあのお医者さんのやることはふにおちない、などと疑っていたら、治る病気も治らなくなります。まず、選んだお医者さんを信頼することが、何より大切なことです。

医療費のしくみ

七割は国保で負担

病気やケガでお医者さんにかかったときは、治るまでの医療費の七割を、国保で負担して支払います。つまり、国保の場合は、かかった医療費の三割を窓口で支払うだけですみます。この場合、保険証を持参して診療をうけるのが原則ですが、やむを得ない時は、代金を自分で払って、あとから払いしをうけることもできます。

病名、診療期間、診療内容を明記した受領証、医師の指示によってコルセット等の補装具を購入したときは医師の証明書、認印、保険証を持って、役場窓口で申請し

て下さい。
老人、乳児

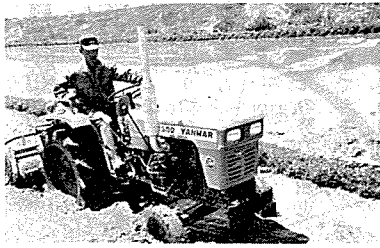
重度心身障害者の医療費

老人、乳児、重度心身障害者のかたの医療費は、自己負担分の三割を老人福祉法と町の公費負担事業によって国や町が負担しますのて、無料になっています。

老人のかたは、満七十歳(ねたきりの老人は満六十五歳)になる月から無料になります。医療機関に保険証と老人医療費受給者証を提出して、診療を受けてください。乳児については、満一歳になる月の末日までが無料です。国保の被保険者は、保険証を提出すれば、無料の扱いがうけられます。

また、身体障害者手帳(一級、二級)又は療育手帳(A)を持つ

農機具・農薬は 取り扱いを慎重に!



農機具や農薬などの事故で、お医者さんにかかる人が多くなっています。事故は、ほんのちょっとしたことから起るものです。

日ごろから次のことに注意し、事故によるケガや中毒をなくしましょう。

- 農機具などの機械類の操作は、必ず基本どおりに行い、扱いたないものでも油断せずに、十分注意しましょう。
- 農薬は、生命にかかわる危険なものが多いので、取扱には注意事項をよく守り、絶対に誤って使用しないよう厳重に保管しましょう。
- 家庭薬や洗剤なども、使い方によっては健康を害することがあります。使用上の注意を守り、子供などが誤って飲んだりしないように保管しましょう。



ている重度心身障害者のかたは、町に申請すれば、保険の自己負担分が現金で支給されます。

高額療養費の支給

一人一カ月分の保険診療の自己負担分(医療機関ごと、入院、通院ごとに計算)が、三万九千円を超えたときは、三万九千円を差引

いた分が高額療養費として支給されます。受領証と保険証、認印を持って役場窓口で申請してください。ただし、特別室料などの保険対象外のもの、差引かれます。

身近かな相談役

保健指導員

国保事業では、被保険者の皆さんが、病気やケガをしたときの医療費を支払うだけでなく、病気を予防し、また、病気になっても早く発見して、軽くすむような活動を行っています。

保健婦の活動は、すでに皆さんにおなじみですが、その協力機関

として、三十八名の保健指導員を委嘱しています。

保健指導員の仕事は、

◆ 保健指導をしなければならぬ人がいるとき、保健婦に連絡する。

◆ 町が健康相談や病気を予防するための衛生教育を行うとき、多くの人達が参加するようにすすめる。

◆ 成人病検診、結核検診などを行うとき、対象者に知らせて、全員が受検するようにすすめる。検診当日の会場準備、受検者の世話などに協力する。

◆ その他、町が行う各種の保健衛生事業に協力する。
保健指導員の氏名と担当地域は、次のとおりです。

保健指導員名簿

部落	氏名	部落	氏名
菅谷	千田く免	中島	大堀伊都子
	渡部キイ	小川	目黒キミ
高田	三国フサ	寺島	元イツ子
駒町	鈴木ツツ	釣師	坂元イツ子
新町	小山田ツヤ		水品寛子
城内	村山ケイ	大戸浜	荒ます
洪民	木村キヨ		寺島キヨ
藤崎	吉田ツネ	今泉	菅野トミ
今神	飯土井サダ子		早坂コハル
富倉	畑中ユキエ	沢口	斉藤キヨ
原	大友ヨシ子	鉄炮町	鈴木ひで子
岡	中津川ヨシイ	明地	佐藤イト子
	宇佐美ツヤ子	中里	荒キミ
杉目	菊地幸子	大山田	佐藤トヨ子
	加藤カネ	木崎	荒容子
新地町	藤タマエ	作田	長倉マサ
	目黒ハチイ	埴浜	門馬邦子
	水戸貞子	上真弓	林テル
		下真弓	加藤淳